

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小 椋 正 清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)	
地域名 (地域内農業集落名)	日吉 (建部日吉町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月24日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・担い手が利用する農地面積の平均1.2反であり、集約化が必要。 ・昭和59年に約14ha圃場整備事業が完了したが、約10haが未整備である。すでに完了している、14haについても、さらに効率化を進めるために、大規格化が必要である。 ・認定農家は1軒であり、個々の所有者が小規模の農業を行っている。 ・高齢化が進み、次の担い手が課題である。
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

・国策でもある国営農地再編整備事業に取り組むことにより、圃場の大規格化と農地の集積化を行う。 ・担い手確保のために、法人化を計画する。 ・水稻を中心に栽培するが、高収益作物の小豆、大豆、麦などの生産に取り組んでいく

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	25 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	25 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進めるとともに、団地面積の拡大を圃場整備を通じて進め、中間管理機構を活用していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
今後、活用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
国営農地再編整備事業に取り組み、農地の大規模化に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
営農法人を立ち上げるとともに、周辺の営農法人や認定農業者と連携をとり、農地の保全を図っていく。 野菜栽培を中心に行っている法人にも継続して耕作に入ってもらう。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
効率化のため、防除作業等を委託していく。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
③ドローンでの防除や自動運転により田植え機やトラクター、水管理にICT水管理システムを導入していく。				